

**バリアフリーマップ作成業務委託に係る  
プロポーザル参加事業者募集要項**

**平成 3 1 年 4 月**

**新宿区福祉部障害者福祉課**

※改元後は、「平成」を適宜新元号に読み替えてください。

## 1 趣旨

新宿区福祉部障害者福祉課（以下「障害者福祉課」という。）では、より多くの障害者、高齢者等の一層の社会参加機会の創出を図るため、ホームページ版「新宿らくらくバリアフリーマップ」を用いて、新宿区ホームページ上でバリアフリー情報を閲覧できる環境を整備しています。

現在のバリアフリーマップは、PC 環境でしか閲覧することができません。東京 2020 パラリンピック競技大会に向けて、区民や国内外から来る障害者がバリアフリー情報を容易に得られる環境を整える必要があるため、新しいバリアフリーマップシステム（以下「バリアフリーマップ」という。）の作成を予定しております。

当該システムの作成は、IT に関する高度な専門知識と開発実績等を有する事業者への委託を予定しています。また、事業者の選定にあたっては、価格に加え、企画提案内容も評価の対象とすることができるプロポーザルを実施します。

この要項は、プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めています。

## 2 システムの開発・導入基本方針

下記「5 参加手続」後に配付する「バリアフリーマップ作成業務委託に係る要件定義書」の「1 基本方針」のとおり。

## 3 企画提案の範囲

- (1) 本システムの開発・導入を通じて、現行システムで行っているバリアフリーマップに関する機能の拡充とともに、利用者の利便性の向上を実現することとします。
- (2) ハードウェア及びソフトウェア（以下「ハードウェア等」という。）については、事業者が用意する資源を活用することを前提としています。そのため本プロポーザルにおいて、システム稼働するための基盤調達や API 管理も含まれます。

## 4 応募資格

プロポーザルに応募する時点において、次に掲げる要件に該当していることとします。なお、契約時まで次に掲げる要件を満たさなくなった場合は、契約をしないことができるものとします。

- (1) バリアフリーマップ作成業務委託に係るソフトウェアの開発・導入・運用・保守その他必要なことを行うことができる事業者であること。
- (2) ソフトウェア開発、運用の実績と当該システムの専門知識及び技術を有する要員を

確保していること。

- (3) 平成 26 年度以降、官公庁においてバリアフリーマップ作成業務に類似したシステム開発を行った実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 26 年 2 月 19 日付 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日付 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (11) 東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県に本社又は営業所等があること。

## 5 参加手続

プロポーザルに応募する事業者は、「バリアフリーマップ作成業務委託に係る事業者の選定参加申請書兼誓約書」（以下「参加申請書」という。）及び上記「4 応募資格」の(11)等を具体的に明記した文書（会社パンフレット等。以下「添付書類」という。）を提出してください。

- (1) 提出部数           参加申請書・・・正本 1 部  
                          添付書類・・・正本 1 部  副本 10 部  
                          ※  正本は、法人名を記載したものを提出すること。  
                          ※  副本は、法人名を特定できないよう塗りつぶし等を行うこと。
- (2) 提出期限           2019（平成 31）年 4 月 17 日（水）午後 5 時まで
- (3) 提出先             新宿区役所本庁舎 2 階  福祉部障害者福祉課  諏方（すわ）  
                          電話  03(5273)4516（直通）
- (4) 提出方法           事前に電話にて来庁日時を指定のうえ、上記提出期限までに直接持参してください（郵送は不可とします）。

※ 参加申請書を提出し、上記「4 応募資格」を満たす事業者に対し、「バリアフリー

マップ作成業務委託に係る企画提案概要書」(以下「企画提案概要書」という。)、 「バリアフリーマップ作成業務委託機能要件一覧」(以下「機能要件一覧」という。)、 「バリアフリーマップ作成業務委託に係るクラウド基盤要件一覧」(以下「クラウド基盤要件一覧」という。)、 「経費見積書」 及び「バリアフリーマップ作成業務委託に係る要件定義書」を1部ずつ書面及び電子メールにてお渡しします。

## 6 企画提案の条件

- (1) 「要件定義書」に基づく作成業務を行えることとします。
- (2) 作成業務の委託期間は、プロポーザル終了後、契約締結の翌日から2020(平成32)年3月31日までとします。
- (3) 本業務により作成する一切の成果物についての著作権、著作権その他の権利は、区に帰属するものとし、区が業務等で使用出来るものとします。ただし、システムを動作させるためのプログラム等のソフトウェアについては受託者に、背景図として使用される地図データについては受託者に利用を許諾した第三者に帰属するものとします。
- (4) 企画提案の上限額は下記のとおりとします。

① 当初導入一時経費(平成31年度のみ)

(システム導入経費、サーバー・パソコン等の環境設定経費、動作検証経費、

データ移行経費、研修経費、ドキュメント作成等)

¥7,469,000- (消費税等含む)

② 年間システム運用保守経費

(アプリケーション利用料、データセンター利用料、地図データ利用料等)

¥2,442,000- (消費税等含む)

- ※ 参加事業者は、「要件定義書」に記載の調達方針及び提出様式等に基づき、上記経費の範囲内で積算を行ってください。
- ※ 消費税率は10%とします。
- ※ 上記②については、アプリケーション利用料等を仮定した場合の上限額となります。本経費については、別途、運用保守契約としての調達を予定しています。
- ※ 上限額を超える企画提案を行った参加事業者については、下記「8 企画提案の選定」を行わず失格とします。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 企画提案について

「要件定義書」を参照の上、「要件定義書」に記載の各提出様式並びに「企画提案概要書」を区に提出してください。

### (2) 提出物及び部数

- ① 「企画提案概要書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本 1 部 副本 10 部
- ② 「機能要件一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本 1 部 副本 10 部
- ③ 「クラウド基盤要件一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本 1 部 副本 10 部
- ④ 「経費見積書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本 1 部 副本 10 部
- ⑤ 「添付資料（マニュアル等）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本 1 部 副本 10 部

※ 正本は、法人名を記載すること。副本は、写しで構わないが、法人名を特定できないよう塗りつぶし等を行うこと。

### (3) 提出物の整え方

- ① 上記提出物は、1 部ごとに掲出順に A 4 フラットファイルに左綴じとすること。
- ② 提出書類は A 4 を原則とし、A 4 以上を使用する場合は折込んで A 4 サイズにすること。
- ③ ファイルにまとめた書類は、内容毎にインデックスを付けること。
- ④ 正本には法人名を記載すること。副本は法人名を特定できないようにすること。

### (4) 提出期限

2019（平成 31）年 5 月 10 日（金）午後 5 時

※ 提出期限までに書類の提出がない場合は、参加辞退とみなします。

### (5) 提出先

新宿区役所本庁舎 2 階 福祉部障害者福祉課 諏方  
電話 03(5273)4516（直通）

### (6) 提出方法

提出期限までに、各提出物一式を書面（上記(3)のとおり）及び CD-ROM 又は DVD-ROM に納め、一括して持参してください。

## 8 企画提案の選定

- (1) 企画提案の提出後、バリアフリーマップ作成業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各提案事業者から提出のあった書類についての一次審査及びその他必要な調査等を行います。

- (2) 一次審査及びその他必要な調査等の実施期間は、2019（平成 31）年 5 月 20 日（月）までを予定しています。一次審査及び必要事項等の調査終了後、区の評価基準を満たす企画提案上位 3 事業者について、企画提案書提出事業者による企画提案説明会（プレゼンテーション）を実施します。
- ※ 実施日時等は、別途お知らせします。（2019（平成 31）年 5 月下旬を予定）
  - ※ プレゼンテーション実施時、企画提案概要書、参考書類等が相当数に及ぶ場合は、別途、企画提案の要点を 30 頁程度にまとめた企画提案説明資料を作成し、説明を行ってください。
  - ※ 区の別に定める評価基準（非公開）を満たさない企画提案は、いずれも不採用とします。
- (3) 選定委員会において、プレゼンテーション及び企画提案の内容についての調査及び審査を行い、区の評価基準を満たした企画提案の中から、最も優れた企画提案を選定します。プレゼンテーションに必要なプロジェクタとスクリーンは障害者福祉課で用意しますが、PC はご用意ください。

## 9 評価基準概要

企画提案の選定に係る評価基準の項目は次に掲げるとおりです。次に掲げる事項を踏まえた総合評価とします。

- (1) 企画提案概要書の記載内容・プレゼンテーションについて
- (2) 機能要件一覧、クラウド基盤要件一覧について
- (3) 経費見積について
- (4) その他、各種提案事項、制約事項等について
- (5) コストパフォーマンスについて

## 10 参加辞退

参加手続後、当該プロポーザルの参加を辞退する場合は、プレゼンテーションまでの間に、区から交付した書類一式を返却すると共に、区が提示する参加辞退書に辞退理由等を記入の上、区担当までご提出ください。

## 11 参加経費等

- (1) 本プロポーザルに参加し、又は参加するための準備に要した費用は、参加事業者の負担とします。

- (2) 区に提出された企画提案概要書等については、参加事業者への返却は行いません。
- (3) 採用された企画提案については、区と事業者と協議の上、選定委員会の審査結果に抵触しない範囲内において、変更できるものとします。

## 1 2 参加事業者の失格

参加事業者が以下に掲げる事項に該当した場合は、失格とします。

- (1) 上記「4 応募資格」を失った場合
- (2) 所定の手続きを遵守しない場合
- (3) 企画提案等の書類に虚偽の記載を行った場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 1 3 その他

- (1) 企画募集提案及び「要件定義書」等について質疑がある場合は、別添バリアフリーマップ作成業務委託に係る企画提案募集に関する質疑様式に記入の上、次のとおり区担当メールアドレスにメールでお問い合わせください。

### ① 質疑締切

1次審査に係る内容：2019（平成31）年5月8日（水）正午まで

2次審査に係る内容：2019（平成31）年5月28日（火）正午まで

### ② 連絡先

福祉部障害者福祉課 諏方（shogaifukushi @ city.shinjuku.lg.jp）

- (2) 参加事業者は、以下に掲げる事項に留意してください。

- ① 事故又は不正な行為など、プロポーザルの実施に重大な支障があると区が認めた場合は、本プロポーザルの中止又は実施日程等を変更することがあります。
- ② プロポーザルの実施に際し、区から受領又は閲覧した資料等は、区の了解なく公表又は使用しないでください。また、区から受領した資料等については、当該プロポーザルの終了とともに、事業者の責任において破棄してください。
- ③ 参加事業者への選定結果の通知は、2019（平成31）年5月31日（金）以降を予定しています。
- ④ 事業者の選定後、企画提案の内容又はその他の事項について、区と選定された事業者との協議が整わないときは、次点の企画提案として評価した事業者と協議の上、次点の企画提案を選定することがあります。